

## 木津川市公告第 8 6 号

第 4 次木津川市障害者基本計画等策定業務について、公募型プロポーザルを実施しますので、下記のとおり公告します。

令和 5 年 5 月 1 7 日

木津川市長 谷口 雄一

### 記

#### 1 業務概要

- (1) 委託業務名 第 4 次木津川市障害者基本計画等策定業務
- (2) 履行期間 契約日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで
- (3) 委託内容 別紙「第 4 次木津川市障害者基本計画、第 7 期木津川市障害福祉計画・第 3 期木津川市障害児福祉計画策定業務仕様書」及び「第 2 次木津川市自殺対策計画策定業務仕様書」のとおり

#### 2 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (3) 木津川市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (4) 木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成 1 9 年木津川市告示第 1 1 5 号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2 2 年法律第 5 4 号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (6) 木津川市暴力団排除条例（平成 2 4 年木津川市条例第 3 6 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (7) 業務責任者として、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を配置できるものであること。

- (8) これまでに障害者基本計画・障害福祉計画及び自殺対策計画の策定実績を有していること、若しくは過去5年間（または現在）で京都府内の自治体において、地域福祉計画、地域福祉活動計画または法定福祉計画（介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画）の委託業務実績を有すること。
- (9) 個人情報の取り扱いについて、情報セキュリティマネジメントシステム・ISMS（IS027001）又はプライバシーマーク制度認証（JISQ15001）の認証を受けている者であること。
- (10) 福祉・障害制度等に高い見識を有していること
- (11) 京都府内又は近畿圏内に本社又は支店等を有する者であること。
- (12) 受託前後を問わず、木津川市と緊密な連絡調整が可能であること。
- (13) 木津川市役所において行う打合せ等に出席できること。
- (14) 電子メールでの情報の交換ができること。

### 3 手続等

#### (1) 担当課

木津川市社会福祉課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9

TEL 0774-75-1211

FAX 0774-75-2083

E-mail fukushi@city.kizugawa.lg.jp

URL <http://www.city.kizugawa.lg.jp/>

#### (2) 関係資料の配付期間等

##### ① 資料名

- 第4次木津川市障害者基本計画等策定業務委託事業者選定に係るプロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）
- 「第4次木津川市障害者基本計画、第7期木津川市障害福祉計画・第3期木津川市障害児福祉計画策定業務仕様書」及び「第2次木津川市自殺対策計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）

##### ② 配付期間

- 令和5年5月17日（水）～30日（火）

##### ③ 配付方法

- 木津川市ホームページトップページ“事業者向け”バナー内「入札・契約情報」の「公募型プロポーザルの実施について（社会福祉課）」内「第4次木津川市障害者基本計画等策定業務委託事業者選定に係るプロポーザル募集要項」からダウンロードすること。  
（無償）

#### (3) 参加申請書の提出

- 提出期限 令和5年5月30日（火）午後5時【必着】
- 提出先 木津川市社会福祉課
- 提出方法 持参又は郵送（必着）  
郵送での提出の場合は、書留等記録の残る方法とし、  
発送の旨を電話連絡すること。

（4）事務取扱時間等

平日の午前9時から午後5時までとする。

4 その他

詳細は「募集要項」及び「仕様書」による。